

ビッグデータの利活用とパーソナルデータに関する制度動向

2014.07.10.

小向 太郎 Taro KOMUKAI, Ph.D.

情報通信総合研究所 主席研究員

1. ビッグデータの利活用
 - 1-1. 期待される分野
 - 1-2. 位置情報の取得ルート
 - 1-3. 諸外国における位置情報
2. 法的位置づけ
 - 2-1. 個人情報保護法上の義務
 - 2-2. 第三者提供の制限
 - 2-3. モバイル通信と位置情報
3. パーソナルデータ制度見直し
 - 3-1. 環境の変化
 - 3-2. 諸外国の動向
 - 3-3. 制度見直しの影響

1. ビッグデータの利活用

1-1. 期待される分野

- 「個人や機器・インフラの行動・状態等が日々刻々と IT により流通・蓄積されており、この「ビッグデータ」の利活用による、付加価値を生み出す新事業・新サービス創出を強力に推進する」「「ビッグデータ」のうち、特に利用価値が高いと期待されている、個人の行動・状態等に関するデータである「パーソナルデータ」の取扱いについては、その利活用を円滑に進めるため、個人情報及びプライバシーの保護との両立を可能とする事業環境整備を進める」（「世界最先端IT 国家創造宣言」2013年6月14日閣議決定）
 - － 都市計画：統計情報を利用した交通の効率化、防災対策
 - － 医療の高度化：診療情報や行動履歴を利用した医療最適化、創薬 等

1-2. 位置情報の取得ルート

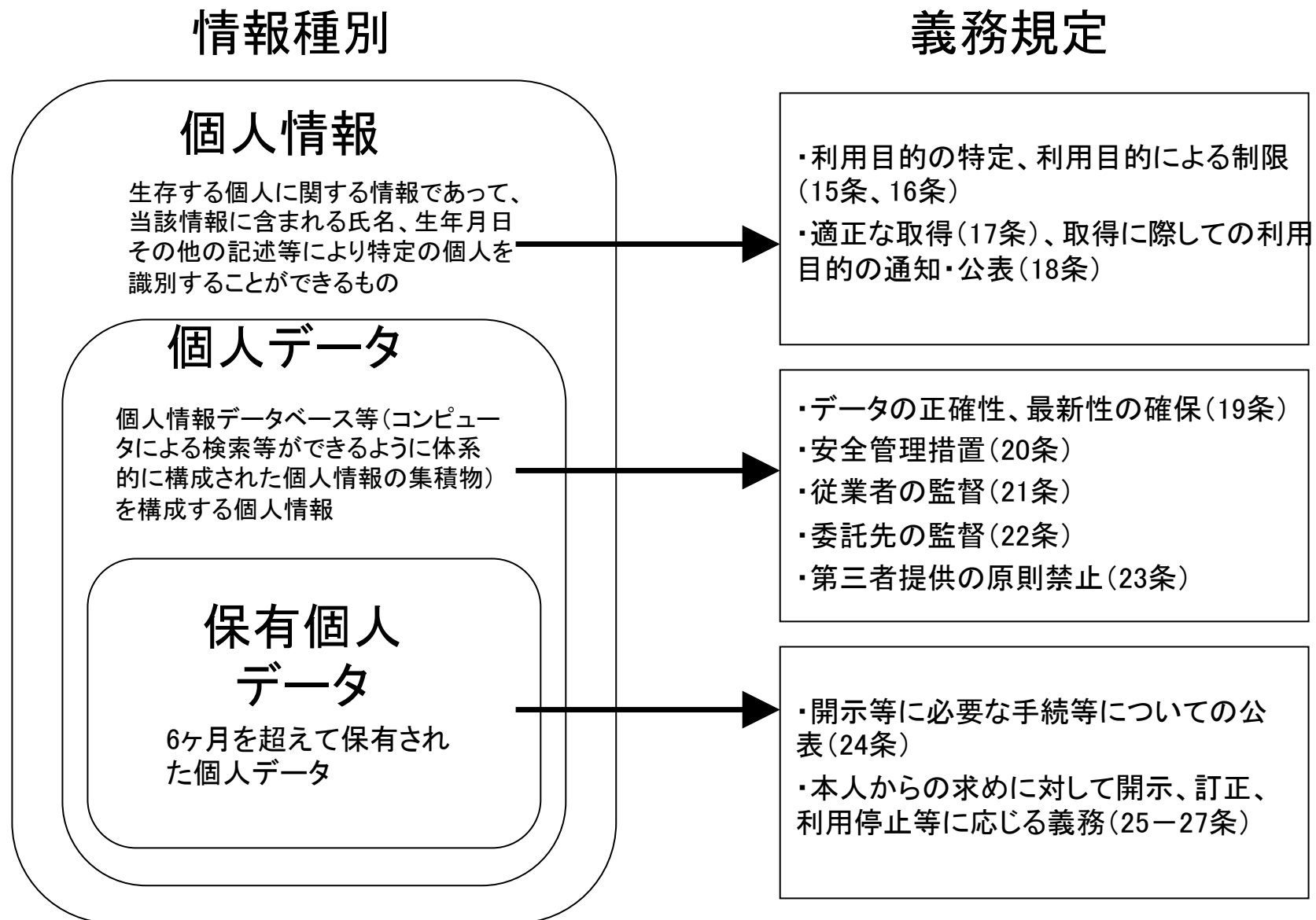
- インターネット端末:PC、スマートフォン、タブレット、ゲーム機
- 車:カーナビ、制御装置(自動運転、電気自動車)等
- カメラ:監視カメラ、デジカメ等
- その他:購買履歴(購買場所)、登録住所、経路情報

1-3. 諸外国における位置情報の取扱い

- 「子供に関するデータ、金融情報と健康情報、社会保障番号、および一定の位置情報は、少なくともセンシティブデータである」(FTCレポート「急速な変化の時代における消費者プライバシー保護」)
- 位置情報を利用する場合には、利用者に対して、利用の詳細と、第三者提供の有無を知らせた上で同意を取らなければならない(EU電子通信プライバシー指令9条)

2. 法的位置づけ

2-1. 個人情報保護法上の義務



出典：小向太郎『情報法入門（第2版）－デジタル・ネットワークの法律』NTT出版（2011）178頁

2-2. 第三者提供の制限

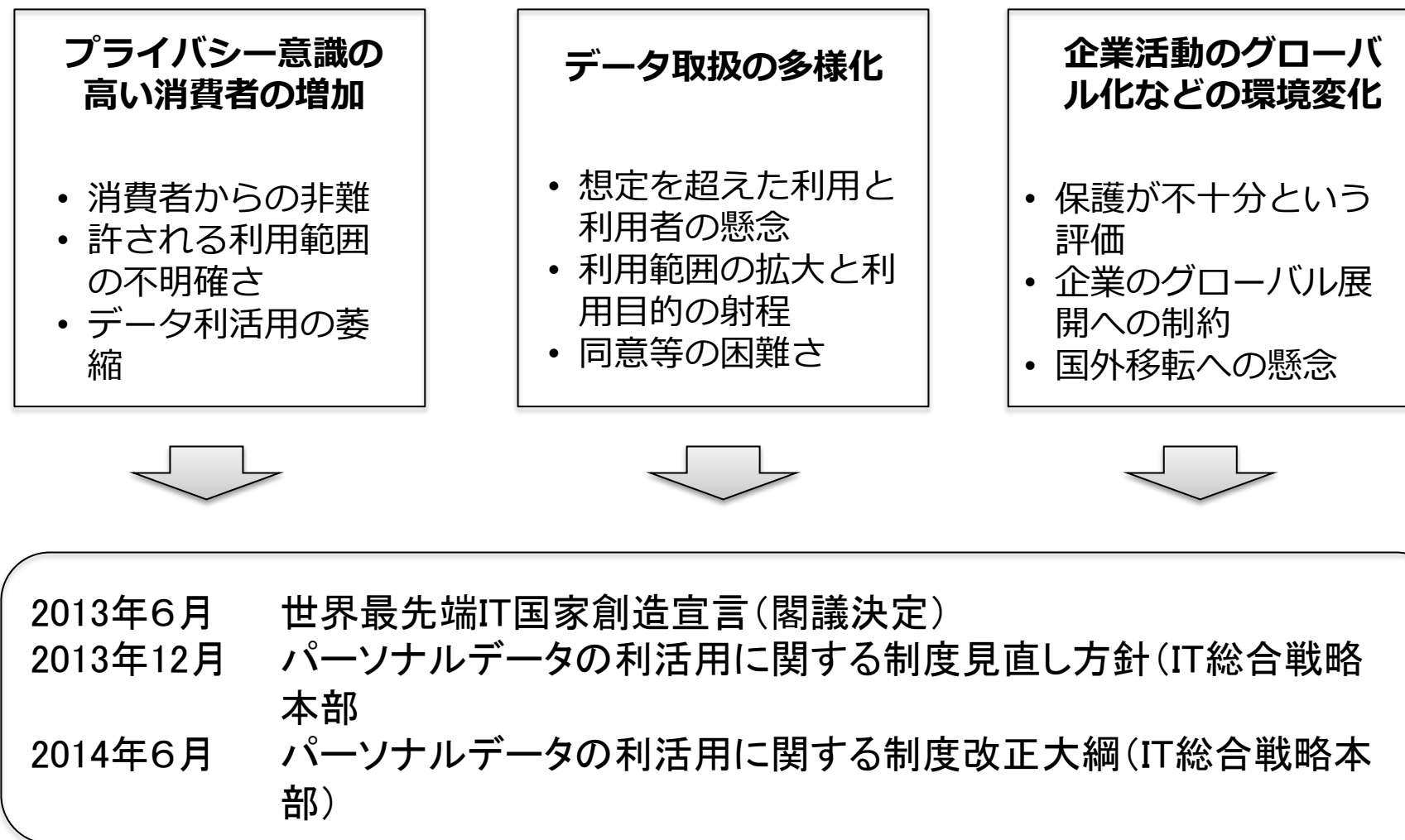
- 「個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない」
(個人情報保護法23条1項)
- 第三者提供が認められる場合
 - － 法令に基づく場合等(23条1項)
 - － オプトアウト(23条2項)
 - － 委託先への提供、事業承継、共同利用(23条4項)

2-3. モバイル通信と位置情報

- 通信の秘密
 - － 個別の通信を行った基地局の位置情報
- プライバシー保護の要請が強い情報
 - － 位置登録情報：端末所在地を基地局単位等で把握する情報
 - － GPS位置情報：GPS機能により取得する情報

3. パーソナルデータ制度見直し

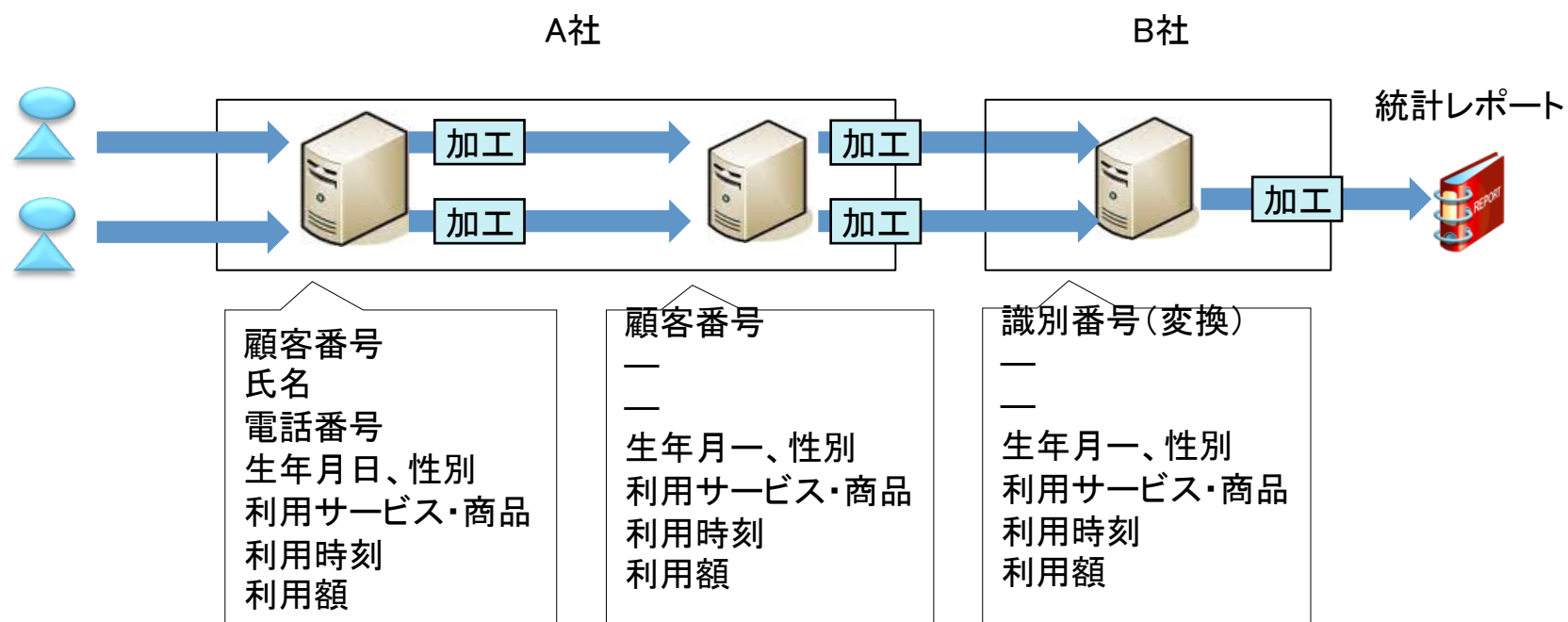
3-1. 環境の変化



出典: 内閣官房IT戦略本部「パーソナルデータに関する検討会」での配布資料等をもとに作成。

(参考)個人情報該当性

- 「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することとなるものを含む)をいう(個人情報保護法2条1項)



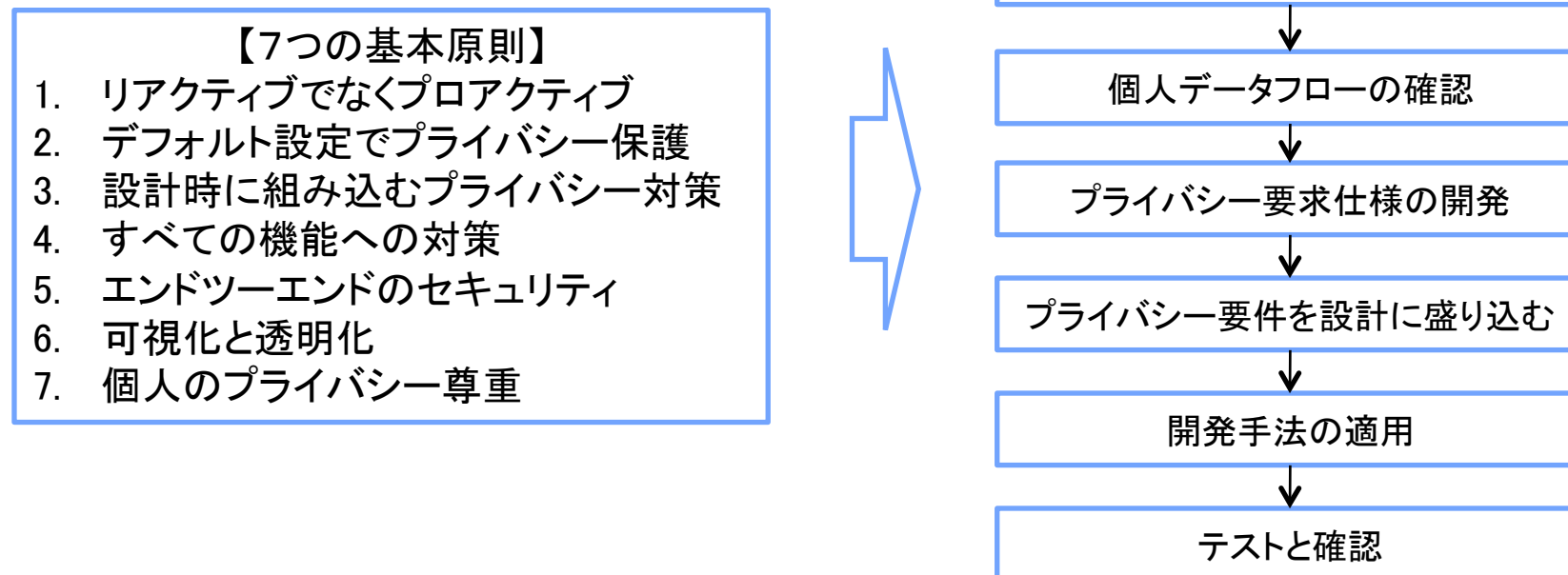
3-2. 諸外国の動向

	EU	米国	日本
個人情報保護制度の基本法	個人情報保護全般についての包括的な立法(EU個人データ保護指令)	産業分野毎の個別法や自主規制等での対応	個人情報保護全般についての包括的な立法(個人情報保護法)
規制機関	独立専門の規制機関	各分野の主務官庁	各分野の主務官庁
特徴	プライバシー保護に厳格	自由な流通とビジネス重視	情報漏洩に厳格

3-3. 制度見直しの影響

主要見直し事項			期待	懸念
1	本人の同意がなくてもデータの利活用を可能とする枠組みの導入等	- 一定の規律の下で、第三者提供等を、本人の同意がなくても行うことを可能とする枠組みを導入 - データ加工方法等については、第三者機関による認定	・利用可能な匿名化データの明確化による利用の活性化	- 今まで利用してきたもの(グレーゾーン)が利用不可となる可能性 - 煩雑な「匿名化」手続による負担増
2	基本的な制度の枠組みとこれを補完する民間の自主的な取組の活用	- 法律では大枠を定め、具体的な内容は政省令、規則及びガイドライン並びに民間の自主規制ルールにより対応 - ルールの認定等実効性の確保のため第三者機関が関与	- 実効性がありビジネスを阻害しない自主規制の実現 - 消費者の不安除去による利用の促進	- 業界等のコンセンサスを確立するための負担 - 第三者機関の関与や過度な懸念により加重な負担となる可能性
3	第三者機関の体制整備等による実効性ある制度執行の確保	- 特定個人情報保護委員会を改組し、独立した第三者機関の体制を整備 - 現行の主務大臣が有する個人情報取扱事業者に対する権限・機能に加え、立入検査等の機能・権限を付与	- 事前相談の活用等による予見可能性の向上 - 公正な法執行によりコンプライアンスによる不公平の軽減	- 取締りの強化の懸念と対応への負担増大 - 二重規制の懸念(パーソナルデータと通信の秘密の規制元が異なる等) - 第三者機関の体制不足による対応の遅れ

- 「プライバシー侵害のリスクを低減するために、システムの開発においてプロアクティブにプライバシー対策を考慮し、企画から保守段階までのシステムライフサイクルで一貫した取り組みを行うこと」
- Ann Cavoukian博士(カナダオンタリオ州情報プライバシコミッショナー)が提唱
- EUのデータ保護規則案、米国のFTCレポート等、各国のプライバシー政策における原則の一つに



我が国のパーソナルデータ制度見直し

- パーソナルデータ制度見直しはまだ検討過程
 - － 法案作成過程での具体化やガイドラインによる規律のウェイトが高い

- 具体的なルール策定には第三者機関が大きな役割
 - － ただし、組織として稼働するのは早くても1年半後

- マルチステイクホルダー・プロセスへの参加
 - － 法改正を見据えつつガイドライン等の整備は平行して実施